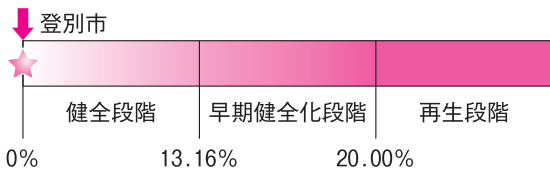


平成21年度健全化判断比率と資金不足比率を公表します

問い合わせ
財政グループ
(☎⁰⁵ 1 3 3 1)

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、登別市の平成21年度決算における『健全化判断比率』と『資金不足比率』を公表します。

健全化判断比率 01 実質赤字比率(赤字なし)

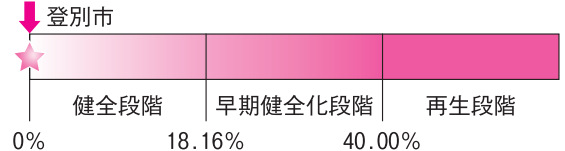


一般会計等における実質赤字の※標準財政規模に対する比率であり、登別市においては、一般会計と学校給食事業特別会計を合わせた赤字の割合を示すものです。

平成21年度では、実質的な赤字額が生じておらず、6.10%の黒字となりました。

※標準的な状態で収入が見込まれる経常的な一般財源の大きさを示す指標。

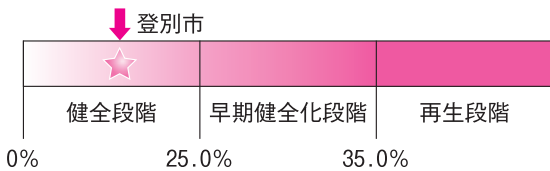
健全化判断比率 02 連結実質赤字比率(赤字なし)



すべての会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等のほか、上下水道会計や国民健康保険特別会計などすべての会計の赤字額を連結させて算出します。これにより自治体の抱える赤字の割合がより実態に合った形で表わされます。

平成21年度では、すべての会計において実質的な赤字額は生じておらず、18.30%の黒字となりました。

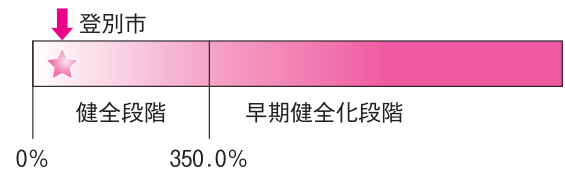
健全化判断比率 03 実質公債費比率(15.2%)



一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の地方債元利償還金だけではなく、下水道などの公営企業債の返済に充てたと認められる繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなども債務として算出します。この比率が18%以上になると起債は知事の許可が必要となります。

平成21年度の実質公債費比率は15.2%となりました。

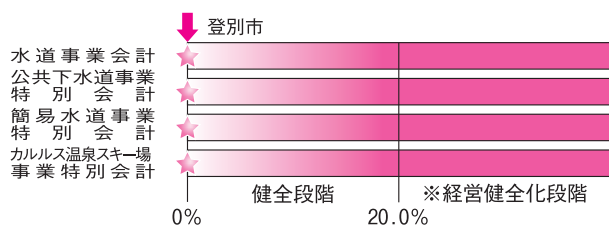
健全化判断比率 04 将来負担比率(85.2%)



一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、地方債残高や退職手当引当金、第三セクター、地方三公社、一部事務組合など関連団体に対する将来的な税などの負担割合を示すものです。

平成21年度の将来負担比率は、85.2%となりました。

資金不足比率 資金不足比率(資金不足なし)



※当該公営企業について基準を上回った場合、『経営健全化団体』となり、経営健全化計画を策定して経営改善を目指すことになります。

公営企業会計ごとに算定する比率であり、公営企業における事業の規模に対する資金の不足額の割合を示すものです。

平成21年度では、すべての公営企業会計において資金の不足額は生じていません。

- 早期健全化段階とは…4つの指標のうち、1つでも基準を上回った場合、『早期健全化団体』となり、財政健全化計画を策定して自主的に財政の健全化に取り組むことになります。
- 再生段階とは…将来負担比率を除く3つの指標のうち、1つでも基準を上回った場合、『財政再生団体』となり、財政再生計画を策定して国の監督の下で財政再建に取り組むことになります。